

## JAB 認定シンボル使用について

### 1. 目的

この規定は、公益財団法人 日本適合性認定協会(以下「JAB」という)の認定シンボルを登録企業/組織体(以下、「登録組織」という)が使用する場合の条件について規定し、認定シンボルの誤使用を防止することを目的としています。

### 2. JAB 認定シンボルの表示

JAB N410-2015「認定シンボル使用規則」に従うこととし、次の事項に従って使用してください。  
認定シンボルは下図に示すようにロゴ相当部、認定番号よりなります。



- (1) 認定シンボルの上部の図形の背景の色は、青色とします。印刷物ウェブサイト上はDIC-579/RGB={0,98,157}/HTML = [ #00629D ]/Pantone 300C 又は相当を用いることを原則とします。サブカラーとして、黒色、灰色、金色、銀色の表示を認めます。
- (2) 認定シンボルの図形の下「JAB」の文字、認定番号の色は、黒色とします。
- (3) 認定シンボルは地色との明瞭な対比をもたせて表示しなければなりません。
- (4) 認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合には、認定シンボル及び認定番号を、当該印刷で使用されている同一の色で表示することが出来ます。
- (5) 認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後の認定シンボルをお送りしたデータと同一比にしなければなりません。また、名刺等に縮小して表示する場合、認定番号の文字が明瞭に読み取れるようにして下さい。

### 3. 適用

- (1) 認定シンボルを使用する登録組織は、登録組織の業種が J-VAC が JAB から認定された認定分野に属していない場合は使用することができません。また、登録組織の業種の一部だけが JAB から認定された認定分野に属している場合、その業種についてのみ認定シンボルを使用することが出来ます。
- (2) 認定シンボルを使用する際には、必ず J-VAC 登録マークを近傍に置き、組合せで使用して下さい。認定シンボルの単独での使用は出来ません。
- (3) 認定シンボルを説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド等に使用する際は、登録された範囲と登録されていない範囲とが誤解されない方法で使用して下さい。
- (4) 認定シンボルをホームページにて使用する場合には必ず J-VAC 登録マークと同一ページで使用して下さい。
- (5) 認定シンボルを名刺に使用する場合には、審査登録を受けた対象範囲の業務に従事する方のみ、使用することが出来ます。
- (6) 認定シンボルは、製品に対しては使用しないでください。また、製品が認証されていると誤解を生じさせるような方法では使用しないでください。試験所が行う試験・校正又は検査機関が行う検査の報告書は、製品とみなされますので、認定シンボルを使用することは出来ません。
- (7) 認定シンボルには Web 用と印刷用の 2 種類があります。ホームページへの掲載は Web 用を、印刷物には印刷用を使用して下さい。清刷としてデータにて配布いたします。データは保護及び漏洩防止のための適切な管理をお願いいたします。

ます。

- (8) 印刷物やホームページの作成を下請負業者に依頼し、そのために清刷データを提供した場合には、その業者に対して、清刷データの保護及び漏洩防止のための適切な管理を要求するようにしてください。また、清刷データを提供した業者の一覧を作成して下さい。

#### 4. 所有権

認定シンボルの所有権はJABが有します。

#### 5. 適用期間

認定シンボルは、登録証に記載された有効期限内においてのみ使用することができます。認証の一時停止並びに取消となった場合には、直ちに認定シンボルの使用を中止して下さい。

#### 6. 登録範囲縮小時の処置

登録範囲が縮小された場合、その縮小された登録範囲に対しては、直ちに認定シンボルの使用を中止して下さい。

#### 7. 違反に対する処置

登録企業が本規定に違反した場合、弊社は是正処置、JAB認定シンボルの使用禁止、登録の取り消し、違反の公表又は法的処置等の適切な処置を講ずることがあります。

---

当パンフレットの記載内容についてご質問等ございましたら、弊社までご連絡ください。

### 株式会社 ジェイヴァック

東京都千代田区神田淡路町二丁目23番地1

お茶の水センタービル 8階

Tel. 03 - 5289 - 9711

Fax. 03 - 3253 - 1166

<http://www.j-vac.co.jp>